

(案)

提言

大学入学共通テストへの民間試験導入の見直し
—英語教育のあるべき姿に向けて—



令和元年（2019年）〇月〇日

日本学術会議

言語・文学委員会

文化の邂逅と言語分科会

この提言は、日本学術会議言語・文学委員会文化の邂逅と言語分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議言語・文学委員会文化の邂逅と言語分科会

委員長	伊藤 たかね	(連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
副委員長	斎藤 兆史	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
幹事	林 徹	(連携会員)	放送大学特任教授
幹事	原田 範行	(連携会員)	慶應義塾大学文学部教授
	今西 典子	(連携会員)	東京大学名誉教授
	大津 由紀雄	(連携会員)	慶應義塾大学名誉教授
	小黒 康正	(連携会員)	九州大学大学院人文科学研究院教授
	梶 茂樹	(連携会員)	京都産業大学現代社会学部教授
	渋谷 勝己	(連携会員)	大阪大学大学院文学研究科教授
	鳥飼 玖美子	(連携会員)	立教大学名誉教授
	藤井 省三	(連携会員)	公益財団法人東洋文庫研究員
	松浦 純	(連携会員)	東京大学名誉教授
	水野 尚之	(連携会員)	京都大学大学院人間・環境学研究科教授

本提言の作成にあたり、以下の方々に御協力いただいた。

・分科会における話題提供・意見交換

阿部 公彦 東京大学大学院人文社会系研究科教授

南風原 朝和 東京大学名誉教授

・公開シンポジウム

石井 洋二郎 中部大学教授、東京大学元理事・副学長、東京大学名誉教授

杉山 剛士 武蔵高等学校中学校校長・前埼玉県立浦和高等学校長

本提言の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	高橋 雅之	参事官(審議第一担当)
	酒井 謙治	参事官(審議第一担当)付参事官補佐
	牧野 敬子	参事官(審議第一担当)付審議専門職

要 旨

1. 作成の背景

文部科学省は、2020年度（令和2年度）実施の大学入学試験から、英語の4技能を適切に評価するために、大学入学共通テストの枠組みにおいて民間事業者等の実施する資格・検定試験（以下、民間試験という）を活用することを2017年7月に決定した。これを受け、国立大学協会は、国立大学が民間試験と大学入試センターの新共通テスト英語試験との両者を「一般選抜」の全受験生に課すという方針を同年11月に打ち出した。同年5月に案が公表された後、関係者から多くの懸念が表明されていたにもかかわらず、2020年度の開始から逆算したかのような日程での決定であった。

多くの大学が2020年度実施入試への対応を含めて今後の方針をいまだ検討中であること、さらに2024年度以降の共通テスト英語試験の実施について国の方針が未定であること、という二点を踏まえ、この入試改革が日本における言語教育・外国語教育に与える影響の大きさを考え、言語教育・外国語教育の問題を扱ってきた分科会としての議論をまとめ、この時点で提言として公表するものである。

2. 現状および問題点

上述の通り、2017年7月-11月の段階で文部科学省と国立大学協会の方針は決定されたが、その後、民間事業者の一部が撤退を表明するなど混乱が続き、全国高等学校長協会は、2019年7月25日に不安の解消を求める要望書、さらに9月10日には「英語4技能検定の延期および制度の見直し」を求める要望書を、文部科学大臣に提出した。一方で日本私立中学高等学校連合会は、「円滑な実施」の働きかけを求める要望を2019年9月19日に文部科学大臣に提出したが、同時に諸課題の解決を求めている。このように民間試験導入には多くの問題点が未解決のまま残っているのが現状である。

(1) 民間試験を大学入学共通テストの枠組みで実施する上での問題点

- ①学習指導要領と整合しない試験を共通テストに用いることになる。
- ②経済的負担が大きく、受験機会の公平性に欠け、地域格差・経済格差を助長する。
- ③出題・採点の質および公正性の保証が事業者任せになっており、実態が不明である。
- ④目的も実施方法も異なる試験の点数を公平に評価することはできない。
- ⑤機密保持や不測の事態への対応が業者任せになっている。

(2) CEFR（欧州言語共通参照枠）を入学試験に用いることの妥当性

CEFRのCan Do記述文は、詳細にわたって細分化されており、また「これこれのことができる」という非常にゆるやかな判断基準である。これは、言語学習の行程を明確化し、学習者・指導者などが共有するために策定されたものだからである。このようなCEFRの趣旨に照らせば、民間試験の一点刻みの点数とCEFRとの対照表を作成し、それによって受験生の英語力を判断することには無理がある。

(3) スピーキング能力を入学試験で計測することの妥当性

- ①障害のある受験生への対応が、筆記試験に比較しても、非常に困難である。
- ②受験生の性格などによって不利になる可能性がある。

③公平な採点には大きなコストがかかり、大学の入学試験の規模で必要な人数の有資格の採点者を確保することは困難である。

(4) 各大学の自律的な判断が損なわれる可能性

入学者選抜の方法はアドミッション・ポリシーや教育理念に基づいて各大学が自律的に決定すべきものであるが、国立大学協会の決定はそのような自律的判断を損なう可能性がある。

(5) 英語の「4技能」偏重の問題

外国語教育は、他者理解・自己相対化の礎となるはずのものである。そのような理念を等閑視した皮相の4技能論に基づく教育改革・入試改革は、グローバル化する社会に求められる能力の育成にはつながらない。

3. 提言の内容

(1) 共通テストの枠組みへの民間試験導入の見送り

文部科学省は、共通テストの枠組みにおける民間試験活用の見送りと問題の再検討を、可能な限り早い段階で決断すべきである。

(2) 大学入試・高大接続問題再検討の体制と方向性

文部科学省は、これまでの入試体制の適切な評価に基づき、高校および大学の教育現場との十分な意思疎通の下に、問題の再検討を行う必要がある。その際に、共通テストの2024年度以降の継続について、全国高等学校長協会の意見に代表されるように、関係者から継続を強く望む声があることを踏まえた検討を行うべきである。さらに、排外主義的な動きが強まるグローバル化社会において強く求められる他者理解・自己相対化の礎を作ることが、外国語教育の大きな役割であることを念頭に、教育改革・入試改革を設計すべきである。

(3) 民間試験活用の場合、文部科学省がとるべき当面の対策

民間試験活用をこの段階で見送るのが困難であると判断する場合には、文部科学省は障害のある受験生への対応、複数回の試験の同質性保証、出題・採点の質保証、機密保持・危機管理等を事業者任せにせず、必要な指針を策定し責任をもって監督すべきである。

(4) 民間試験活用の場合、国立大学協会が取るべき対策

国立大学協会は、全国立大学に一律に民間試験の利用を求める方針を撤回し、各大学が自律的に入学者選抜の方法を決定できるようにすべきである。

(5) 民間試験活用の場合、各大学が取るべき対策

各大学は、それぞれのアドミッション・ポリシーや教育理念に基づき、教育機関としての自負と責任をもって入学者選抜方法を決定すべきである。

(6) 受験生のCEFRレベル判定について

受験生のCEFRレベルは、日常的な活動の中で生徒の言語能力・言語活動を観察する機会のある高校教員こそが正しく判断できる性質のものであることを踏まえ、高校長は担当教員との密接な連携によって判断し、大学側は高校長の判断を尊重すべきである。

目 次

1	はじめに	1
2	背景：決定に至る議論の不十分さ	2
3	問題点	3
(1)	民間試験を大学入学共通テストの枠組みで実施する上での問題点	3
①	学習指導要領との整合性	3
②	受験機会の公平性、経済的負担	4
③	出題・採点の質および公正性の保証	4
④	異なる試験の点数を公平に評価する対照法の妥当性	4
⑤	試験実施にかかわる機密保持や不測の事態への対応	5
(2)	CEFR(欧州言語共通参照枠)を入学試験に用いることの妥当性	5
①	細分化された Can Do 記述文	5
②	柔軟な Can Do 記述文	6
(3)	「4技能」、特にスピーキング能力を入学試験で計測することの妥当性	6
①	障害等のある受験生への対応の困難	6
②	受験生の「性格」などの影響	7
③	公平な採点の困難さとコスト、採点者確保の困難	7
(4)	各大学の自律的な判断が損なわれる可能性	7
(5)	英語の「4技能」偏重の問題	8
4	提言	9
(1)	大学入学共通テストの枠組みへの民間試験導入の見送り	9
(2)	大学入試・高大接続問題再検討の体制と方向性	9
(3)	民間試験活用の場合、文部科学省がとるべき当面の対策	10
(4)	民間試験活用の場合、国立大学協会が取るべき対策	11
(5)	民間試験活用の場合、各大学が取るべき対策	11
(6)	受験生の CEFR のレベルの判定について	11
<参考文献>		12
<参考資料 1>	審議経過	15
<参考資料 2>	公開シンポジウム	16

1 はじめに

文部科学省は、2017年（平成29年）7月に公表した「大学入学共通テスト実施方針」において、2020年度（平成32年度（=令和2年度））実施の大学入学試験から、英語の4技能を適切に評価するために、大学入学共通テストの枠組みにおいて民間事業者等の実施する資格・検定試験（以下、民間試験という）を活用することを決めた[1]。これを受け、国立大学協会は2017年（平成29年）11月、「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度—国立大学協会の基本方針—」を公表し、国立大学が民間試験と大学入試センターの新共通テスト英語試験との両者を、「一般選抜」の全受験生に課すという方針を打ち出した[2]。共通テストの枠組みへの民間試験の導入については、大きな懸念があることを関係者が様々な形で表明していたが、指摘された問題に対して具体的な解決策が提示されないままに、文部科学省および国立大学協会の決定に至っている。

このような状況下で、多くの大学は2020年度実施の入試については対応を決定しているが、2019年8月27日に開設された文部科学省の「大学入試英語ポータルサイト」¹に公表された文部科学省の8月1日時点の調査結果によれば、約30%の大学は方針が未定と報道されている²。決定済みの大学の対応は様々であるが、国立大学協会の決定にもかかわらず、民間試験を活用しない、あるいは民間試験の受験を必須としない（高校（長）が作成する証明書等を併用する）という方針を出した国立大学が、82大学中12校となっている³。さらに、一部の大学では、公表した決定が2020年度にのみ適用されるものであり、2021年度以降についてはさらに検討する旨明記している。

また、文部科学省は、共通テストの枠組みにおける英語試験について、2023年度（令和5年度）まではリーディングとリスニングの2技能に絞った形の共通テスト英語試験と、4技能の民間試験との「二本立て」で実施するとしており、一部メディアでは2024年度以降の共通テスト英語試験廃止（民間試験への一本化）が前提のように報じられているものの、実際には2024年度以降の国の方針は未定である⁴。

多くの大学が今後の方針をいまだ検討中であること、さらに2024年度以降の共通テスト英語試験の実施について国の方針が未定であること、という二点を踏まえ、この入試改革が日本における言語教育・外国語教育に与える影響の大きさを考え、言語教育・外国語教育の問題を扱ってきた分科会としてこの問題について議論を重ね、その結果をこの時点で提言として公表するものである。

¹ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1420229.htm

² <https://mainichi.jp/articles/20190827/k00/00m/040/182000c>をはじめ、多くの新聞等で報道されている。

³ 2019年（令和元年）5月31日時点で文部科学省がホームページで公表した調査結果による。
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1417592.htm

⁴ 2018年（平成30年）7月27日付の「内閣衆質一九六第四六五号」において、大学入学共通テストの英語試験については「平成35年度までは引き続き実施する」とし、「その後の取扱いについては、現時点でお答えすることは困難である」と内閣総理大臣が答弁している。

2 背景：決定に至る議論の不十分さ

まず、これだけ重大な高大接続の「改革」に対して、高校および大学の現場の意見が十分に反映されているとは言えない点に大きな問題がある。2017年（平成29年）の文部科学省の方針決定の経緯と関連する意見公表を時系列にそって整理すると以下ようになる。

5月16日	文部科学省	「高大接続改革の進捗状況について」を公表[3]（「大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」を含む）
6月8日	全国高等学校長協会	「公表された「高大接続改革の進捗状況について」に関する意見」を文部科学省に提出、公表[4]
6月12日	全国都道府県教育長協議会	「高大接続改革の進捗状況に関する要望書」を文部科学大臣に提出、公表[5]
6月14日	国立大学協会	「「高大接続改革の進捗状況について」に対する意見」を公表[6]
7月13日	文部科学省	「大学入学共通テスト実施方針」を公表[1]
11月10日	国立大学協会	「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度--国立大学協会の基本方針--」を公表[2]
11月10日	国立大学協会	「「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度—国立大学協会の基本方針—」の策定に当たって（会長談話）」を公表[7]

6月の時点で、全国高等学校長協会から「民間の資格・検定の活用については大きな懸念がある」との意見が出され[4]、全国都道府県教育長協議会から「開始年度も含めて慎重に検討」することを求められ[5]、国立大学協会から「適切かつ有効な導入の確固たる見通し、特に実施手法や評価方法の正当性や公正性の担保等についての説明責任が果たされるべきである」との意見表明があった[6]にもかかわらず、「進捗状況について」の公表からわずか2ヶ月弱で文部科学省の方針は決定された。そこに、高校側・大学側の意見を反映させた形跡はない。

さらに、国立大学協会は、6月に意見を公表し、それに対して文部科学省から満足のいく回答が得られたわけではないにもかかわらず、11月に「基本方針」を決定した。基本方針と同日に公表された会長談話では、「6月に指摘した諸課題については未だ十分な詳細が示されているとは言えない」としつつ、「改革の実施までに残された期間は短」いことから時間的制約を優先した決定であるという趣旨のことを述べている[7]。

3 問題点

このように、高等学校や大学における教育の現場の意見を十分に取り入れることなく重大な決定がなされたことは、2020年度（令和2年度）実施の試験から開始するという「日程ありき」で決定時期を逆算した結果であるとの印象を免れない。その決定には、試験実施の具体的な運用の問題から、日本における外国語教育の理念まで、多岐にわたる問題が、解決からは程遠い状態で放置されている。

(1) 民間試験を大学入学共通テストの枠組みで実施する上での問題点

民間試験を共通テストの枠組みで活用することの問題点は、多くの関係者から様々な形で指摘されてきた。そのほとんどは未解決と言って良い。懸念を抱いているのは、大学教員や高校教員をはじめとする英語教育関係者、受験生や保護者などだけではない。2019年7月2日に、TOEICが共通テストの枠組みでの実施を取り下げる決断をしたことには、民間事業者の側も運用上の問題を感じていることが表れている。この他にも、新型英検が予約金の支払い日程について、一旦公表した後に再検討することを発表する（2019年7月12日）など、混乱が生じている。こうした事態を受けて、全国高等学校長協会は2019年7月25日に、「枠組みの全体像が明確になっていない」として不安の解消を求める要望書を[8]、さらに、同年9月10日に、その不安をはじめとする諸課題が解決されていないとして「システムを活用した英語4技能検定の延期および制度の見直し」を求める要望書を[9]、文部科学大臣に提出した。一方、同年9月19日には、日本私立中学高等学校連合会が、生徒や高校は実施を前提に準備をしているため今の段階で中断・延期することは大きな混乱を招くとし、「システムの円滑な実施」を働きかけるように文部科学大臣に要望を提出し、同時に諸課題の解決に向けた要請も行っている[10]。受験生や高校の教育現場の混乱と不安が反映された結果と言える。

以下、繰り返し指摘されてきた問題点の要点のみを挙げておきたい（参考文献[4][5][6][8][9][10]も参照）。なお、2018年（平成30年）8月28日に文部科学省高等教育局大学振興課が「大学入学共通テストの枠組みで実施する民間の英語資格・認定試験について」を公表し、提起された問題の一部への対応策を述べているが[11]、必ずしも十分とは言えない（以下「民間試験について」と略記して必要に応じて言及する）。

① 学習指導要領との整合性

民間試験は学習指導要領に整合することを考慮して設計されたものではない。端的な例として語彙の問題を取り上げると、高等学校の学習指導要領は、英語の各科目で指導するおよその新語の数を規定している。大学の入学試験では、問題に使用する単語をその規定に準じて調整するのが一般的である。しかし、たとえば英語圏の大学への留学に必要な英語力を計測することを目的とする民間試験の問題で使用されている語が、そのような意味で指導要領と整合しているとは考えられない。（「民間試験について」に添付された「参考資料2」では、「高等学校指導要領は高等学校において学習する最低限の内容を定めているもの」であるため、民間試験がその範囲を超えた難易度であっても「ただちに学習指導要領との整合性がないとは言えない」と述べて

いるが (p.11, [11])、学習指導要領の趣旨と大学入試のあり方を考える上で適切性に欠ける。) そのような試験を大学入学共通テストに導入することによって、中等教育の英語の授業で、基礎的な事項の習得がおろそかにされ、民間試験の受験対策に重点が置かれる恐れがある。

② 受験機会の公平性、経済的負担

民間試験は出題形式に「慣れる」ことで成績が上がる傾向にあり、何度でも受験できるような経済的・地理的に恵まれた環境にある受験生が有利になることは否めない。共通テストの枠組みでの民間試験の受験は2回までと決められたが、それ以前に「練習」で何度も受けることのできる受験生は有利になる。また、経済的負担が大きいことについては、検定料に関する一定の対応策は示されている(「民間試験について」参照)ものの、「新しい経済政策パッケージ」では支援の対象となる大学等に要件を課しており([12]および「民間試験について」[11]の「参考資料4」)、また、「大学入学共通テスト実施方針(追加分)」では、高校2年次に受験した結果を使用できる要件として、高校2年次でCEFRとの対照表のB2以上の成績を取得した受験生を対象とするなど[13]、支援・対応策の対象を狭く絞っている。さらに、遠隔地からの受験にかかわる交通・宿泊費などについては言及がなく、十分とは言えない。

③ 出題・採点の質および公正性の保証

試験結果が信頼できるものであるためには、出題者や採点者の質が問題になるが、どのような資格をもった人がどのような研修を行った上で出題・採点にあたるのかは、事業者任せになっている⁵。(「民間試験について」の「参考資料1 大学入試英語成績提供システム参加要件」では採点について言及があるが、受験生が所属する高校の教員が監督・採点に関わらないという点のみ規定し、それ以外は基本的に民間事業者が「採点の質を確保するための方策を公表している」ことのみを求めている(p.6, [11])。さらに、2019年8月27日に公開された文部科学省の「大学入試ポータルサイト」の情報によれば、民間試験によっては高校教員がスピーキングの面接委員となる場合があることが示されている[16]。受験生の所属する高校の教員があたらないように配慮するとその文言はあるが、面接の実態・採点の基準を熟知した高校教員が指導にあたることのできる高校とそうでない高校との間に不公平が生じることが危惧される。加えて、同一の試験であっても、複数回実施されて自由に受験できる制度では、回が異なっても同じ点数が同じ能力を示すことを保証する必要がある。この仕組みは各事業者任せになっており、どのような方法が採られているのかの検証が困難である。

⁵ 2019年7月4日に、共通テストの記述式問題の採点に大学生のアルバイトを文部科学省が認める方針であるとNHKが報じて批判が起り、7月12日には大学入試センターがホームページで「少なくとも、厳正な審査を行って採点の適性がある採点者を採用すること」を業者に求めることを表明している(<https://www.dnc.ac.jp/news/20190712-01.html>)。これに対して、英語民間試験については、文部科学省が2019年8月27日に新たに開設した「大学入試英語ポータルサイト」(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1420229.htm)において、「採点の質を確保するための方策」という資料を公表しているが、各事業者の申告内容を表に示すだけであり、文部科学省が指針を示したり監督したりする姿勢は示していない[14,15]。

④ 異なる試験の点数を公平に評価する対照法の妥当性

文部科学省は各民間試験の点数と CEFR（欧州言語共通参照枠）との対照表を公表しているが [17]、後述のように、CEFR の Can Do 記述文を入学試験のような制度において用いるのは適切とは言えない。また、この対照表は各民間試験事業者の申告に基づいており、これがこれまでにかなり大きく変動していること、また、「より高く換算される」試験に受験生が集まることが予測されるために「ダンピング」が起こる可能性があることが指摘されている⁶。そもそも、目的の異なる民間試験を同じ指標に換算しようとすることに無理がある。

⑤ 試験実施にかかわる機密保持や不測の事態への対応

センター試験は、機密保持についても、不測の事態が生じた場合の対応についても、細部にわたり整った体制の下に運営されてきた。これと同等の厳格な実施体制を、民間の事業者に、しかも年に何回も実施する試験について求めることは極めて困難であろう。（「民間試験について」では、不測の事態が生じた際には、「それぞれが実施している範囲について責任を負う」とし、機密保持や危機対応も民間事業者任せであることがわかる(p.4, [11]).）

(2) CEFR (欧州言語共通参照枠) を入学試験に用いることの妥当性

民間試験の対照表の基盤となっているのは CEFR の Can Do 記述文であるが、これは言語学習の行程を明確化し、学習者や指導者などが共有するためのものである。これを大学の入学試験に援用することには大きな問題があると考えられる。

そもそも CEFR は、欧州評議会が平和構築のための相互理解を目指して提唱している「複言語主義」を学習者の立場に立って具現化するために策定されたものである。文科省が述べているような「国際指標」ではなく、各教育機関が自由に変更して使える外国語教育改善のための枠組みである。評価のための Can Do 記述文や緩やかに分類された段階について調整したり監督したりする機関は設けられていない。以下、二点にしぼって具体的に述べる。

① 細分化された Can Do 記述文

まず、CEFR の Can Do 記述文は詳細にわたって細分化されたものであるが、大学の入学試験ではその趣旨を無視した形での利用とならざるを得ない。2018 年に公表された *CEFR Companion Volume* では、言語能力を構成する要素としてのコミュニケーションにかかわる言語活動を 4 つのモード（受容、産出、やりとり、仲介）と捉え、それぞれのモードが書き言葉と話し言葉に分かれ、さらに下位分類されるなど、非常に細かな規定をしている [18]。一例を挙げると、話し言葉の産出（いわゆる「話す」

⁶ 文部科学省の資料として以下のようなものが閲覧可能であるが、[17]と比較すると、実際に一部の試験は 2~3 年の間に「高め」に換算される（同じ点数でより高い CEFR レベルになる）方向で変化していることがわかる。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/117/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/05/24/1368985_15_1.pdf

(2016/03/25 版)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/117/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/11/04/1363335_2.pdf

(2015/09/29 版)

技能)の活動は、「経験を記述する」「情報を与える」「聴衆に対して語りかける」等、5つに分類されて別々の記述文があり⁷、さらに相手のいる会話や討論に加わる場合は「やりとり」として別に規定されている⁸、といった具合である。このように細かく分類される記述文において、当然、同一の学習者がすべてに同じレベルの習熟度を示すとは考えられない。聴衆に対して口頭発表を行う力はあるが、相手のあるやりとりは苦手であるとか、逆に大勢の聴衆に対して発表するのは苦手だが少人数でのやりとりは得意であるとか、能力に「でこぼこ」があることが想定されている。しかしながら、今回の民間試験導入にあたっては、民間試験の総得点とCEFRとの単純な対照表が文部科学省によって提示されており、上述のようなCEFRのCan Do記述文の趣旨は活かされていない。そもそも、この趣旨を考えれば、CEFRのCan Do記述文を入学試験に用いることに無理がある。

② 柔軟な Can Do 記述文

第二に、CEFRのCan Do記述文は、「これこれのことができる」という大変ゆるやかな柔軟性のある判断基準になっている。これは、CEFRが客観評価だけでなく、学習者自身の自己評価を重視しているからである。Can Do記述文自体もCEFRの例に従う必要はなく、むしろ各機関の教育目的に合わせて新たに作成することが当然とされている。Can Do記述文は、検定試験のスコアなど数値では見ることのできない能力の評価を目的としているので、これに、民間試験の1点刻みの点数を結びつけることには大きな無理がある。

(3) 「4技能」、特にスピーキング能力を入学試験で計測することの妥当性

文部科学省は、「「4技能」を適切に評価するため」に民間試験を活用している⁹。しかし、CEFRではすでに「4技能」ではコミュニケーションの複雑な実態を捉えるには不十分であり、受容・産出・やりとり・仲介の4モードで捉えるべきであると明言されている¹⁰。さらに、言語活動の実態としては、別々の「4技能」を切り分けて用いることはありえない。様々な技能を総合的に用いるのが言語活動であり、だからこそ「やりとり」や「仲介」などが重要になってくるのである。これを、わざわざ旧来の「4つの技能」に切り分けて計測する必要はないし、切り分けたところで総合的な言語能力を遺漏なく計測することはできない。

とりわけ、スピーキングを他の技能と切り分けて試験科目として課すことは、様々な意味で大学の入学試験にはそぐわない。

① 障害等のある受験生への対応の困難

障害等のある受験生に対して「合理的配慮をしていることを公表していること」が

⁷ CEFR Companion Volume pp. 68-74. [18]

⁸ CEFR Companion Volume pp.81ff. [18]

⁹ 文部科学省「大学入学共通テスト実施方針」、p.4. [1].

¹⁰ CEFR Companion Volume p.30. [18]。受容・産出・やりとりはそれぞれ spoken と written とに分かれ、全部で7技能となる。

民間事業者に課された参加要件のひとつとなっており¹¹、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由への対応は概ねどの事業者も公表している。しかし、スピーキングについては、対人関係にかかわるメンタルな問題などが不利益を引き起こすことが考えられるが、そのような「障害」に対する対応策は必ずしも明確にはされていないし、そもそもどのような「障害」に対応する必要があるかについても不明確である。

② 受験生の「性格」などの影響

そもそも、試験場で話をするには、言語能力とは別の要因が多く関係する。たとえば、「人見知り」する性格であるために、面接官に対して活発に話すことができないことも十分にありうる。「あがり症」のために、試験という日常とは異なる緊張感の下に普段通りに話すことができなくなる可能性もある¹²。また、パソコンやタブレットに向かって話すことは日常生活では行わない形の言語活動であり、この形をとる試験には独特の困難も伴う。入学試験という非日常の人工的な場で、外国語を使って「話す」力を一律に計測することが、さまざまな学問分野を包摂する各大学への入学に求められる外国語の言語能力を正確に計測することになるのか、疑問の余地が大きい。

③ 公平な採点の困難さとコスト、採点者確保の困難

筆記試験でも記述式の問題は公平な採点が難しい面があるが、スピーキングは発音やイントネーションなど評価が難しい要素が加わるほか、対人的なやりとりの妥当性といった要素も入り、さらに難しくなる。また、面接官（採点者）の無意識の偏見が評価に影響を及ぼす可能性もある。したがって、単に英語ができるということではなく、英語教育についての知識としかるべき資格をもつ採点者が、明確な採点基準を与えられ、適切であることが検証された内容の研修を受けた上で採点を行う必要がある。しかし、そのような体制での実施には莫大なコストがかかる上に、何より、大学の入学試験の規模の試験実施において適切な採点者を必要な人数確保することは、現実的に極めて困難である¹³。

(4) 各大学の自律的な判断が損なわれる可能性

本来、大学の入学者選抜の在り方は、各大学がそれぞれのアドミッション・ポリシーや教育理念に基づいて決定すべきことである。センター試験は学力試験を多くの大学が共有する形で実施されてきたが、提供される試験のうち、どの科目の受験を課すか、外国語を課す場合に英語リスニングを課すかどうかは、国立大学協会の方針によって国立大学は5教科7科目の受験を「原則」としながらも、実際には各大学にまか

¹¹ 「民間試験について」の「参考資料1 大学入学英語成績提供システム参加要件」による(p.6, [11])。

¹² 筆記試験でも緊張感はあるが、時間内は何度でも書き直せる筆記と、限られた時間で口頭で答えなければならないスピーキングとでは、緊張感は大きく異なる。

¹³ 共通テストの記述式問題の採点には1万人が必要とされ、数学の記述式問題については初年度は文章による解答を課す出題は見送る方針が決まったと2019年7月12日に報道されている。国語については公募による業者委託となるが、その過程で採点者の資質について疑問が呈されているのは注5で述べた通りである。

されてきた。しかし、今回の国立大学協会の方針は、すべての国立大学の一般選抜で英語科目を受験する者に共通テストと民間試験の両者の受験を義務づけるもので、その点で異例の決定であり、なぜそのような形で全国立大学の受験生に一律の条件を課すのか、理由が不明確である。

また、これまですでに民間試験を入学者選抜に活用していた大学も多いが、それは当該大学がアドミッション・ポリシーや教育理念に基づいて、それぞれの民間試験の特徴を精査した上で適切な民間試験を選択していたはずである。しかし、現在の文部科学省の方針では、「受検者の負担に配慮して、できるだけ多くの種類の認定試験を対象として活用するよう各大学に求める」¹⁴となっており、ここでも各大学の独自の判断が損なわれかねない形になっている。さらに、これは、それぞれに目的を明確化して試験開発を行ってきた民間試験の特長を損なう利用方法であるとも言える。

(5) 英語の「4技能」偏重の問題

最後に、他の点とはややレベルの異なる問題ではあるが、「グローバル社会への対応」を英語の4技能偏重で捉えることの原理的な問題も指摘しておきたい。そもそも、外国語教育にかかわる高大接続の改革が、グローバル化する社会で活躍できる人材の育成を目的とするのであれば、そこで問われなければならないのは表面的な英語のコミュニケーション力だけではないはずである。人は、言語によって自分の周りの世界を把握する。外国語を学ぶまでは母語による世界把握が絶対的であるが、外国語を学ぶことによって、異なる言語を用いることでどのように世界の捉え方が異なるのかを実感し、母語と母語が支える文化が唯一の世界観ではないと知ることができる。このような他者理解と自己相対化を可能にする外国語教育こそが、急速にグローバル化する社会で求められる人材の育成に資するはずである¹⁵。いうまでもなく、このような目的の達成には、学ぶ外国語を英語に限る必要はない。

そのような議論を棚上げにして、単に4技能を計測しているという理由で大学入学共通テストに民間試験を導入することは、中等教育における英語教育が「民間試験対策」に追われるような事態を招きかねないが、それは是非とも避けなければならない。英語の入学試験は、中等教育における英語教育の成果を正当に評価すべきものである。大学入試に4技能を導入することで中等教育での「グローバルに活躍できる能力の育成」¹⁶が可能になると考えるとしたら、それは本末転倒の思考であろう。

¹⁴ 文部科学省「大学入学共通テスト実施方針」、p.4.[1]。

¹⁵ 2016年（平成28年）の提言においても本分科会は同様の点を指摘している[19]。

¹⁶ 2016年（平成28年）に公表された「高大接続システム改革会議「最終報告」」に、「グローバルに活躍できる能力の育成の観点から」大学入学者選抜の英語試験について「四技能を評価するための在り方を検討する」とあり(p.53)、このような流れを受けた議論によって民間試験導入が決定されていると理解できる[20]。なお、この最終報告全体が、「グローバル化への対応」を表面的に捉えているということでは必ずしもない。たとえば、地理歴史科で日本のことをグローバルな視点から学ぶことなどに言及がある(p.13)。外国語教育には、そうしたグローバルな視点の涵養という役割を求めているということのようである。

4 提言

これらの問題の所在を踏まえて、以下を提言する。

(1) 大学入学共通テストの枠組みへの民間試験導入の見送り

文部科学省は、大学入学共通テストの枠組みにおける民間試験の活用実施を見送るべきである。2019年7月に入って、TOEICの撤退発表、新型英検の予約申し込み方法再検討の発表など、民間事業者の側の混乱が顕在化しているが、これは、文部科学省・大学入試センターと民間事業者との間の調整の遅れと言わざるをえない。2020年4月から共通テストの枠組みにおける民間試験の受験が始まるにもかかわらず、2019年7月時点で民間試験実施の時期や会場等が公表されていないことも不安材料となり、関係者の懸念はますます強まっている（全国高等学校長協会の要望書[8][9]を参照）。受験生に不安を抱かせない最善の選択肢として、可能な限り早い段階で見送りと問題の再検討を決断すべきである。

(2) 大学入試・高大接続問題再検討の体制と方向性

- 1) 大学入試、高大接続の改善の検討は、これまでの入試体制の適切な評価に基いたうえで、高校および大学の現場との十分な意思疎通のもとに行なわれる必要がある。早急に、全国高等学校長協会、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学協会を含めた、現場および専門家による検討委員会を立ち上げ、センター試験の評価を踏まえた方針を策定すべきである。このような体制によって、大学側の入学試験に対する考え方や大学入学試験の高校教育への影響、さらには高校生・受験生の状況を適切に踏まえ、それらの当事者の声をも取り入れた検討が期待される。その際に、全国高等学校長協会の意見[4]に代表されるように、共通テストの継続に対して強い要望があることに真摯に対応すべきである。
- 2) 民間試験の活用の方針は、共通テストの英語試験でライティング、スピーキングの試験を課すことが困難であるとの判断に基づいている。大学の入学者選抜は、共通テストのみによって行われるわけではなく、各大学がそれぞれの判断で、個別の二次試験を課したり、民間試験と組み合わせたりすることができることを前提に、共通テストの枠組みで「4技能」すべてを計測することが本当に望ましいのか、再検討を行うべきである。
- 3) 共通テストの枠組みでライティング、スピーキングを課す必要があるのであれば、民間試験に依存するのではなく、大学入試センターで責任をもった出題を可能にする体制を整えるべきである。
- 4) 異なる試験を同一の指標で比較しようとするところにCEFRのCan Do記述文に基づく段階表示の導入という無理が生じている。上記3)の提案が実現できず、民間試験の活用を検討するのであれば、それぞれの大学・学部の判断により、どの試験を活用し、その得点をどのように評価するかを決める体制にすれば、無理に一律の対照表を作る必要はなくなる。そのようなシステムの可能性を検討すべきである。

5) グローバル化する社会の中で活躍できる力を涵養することを目的とする教育改革において、外国語科目の果たす役割は、単に技能的なものだけではない。国際的な政治・経済などの場で活躍する人材に高度な外国語の運用能力が求められるのは確かであり¹⁷、そのような人材を育成することは重要である。また、多くの日本人の外国語運用能力を高めることも重要である。しかし、同時に、外国語を学ぶことによって母語を相対化し、母語の世界観を相対化することによって、他者を理解する、あるいは自己が他者にどのように見えているのかを想像する力をつけ、さらに批判的思考能力を涵養するといった意味での自己相対化・他者理解の礎を作ることは、急激にグローバル化し排外主義の強まる現代社会において、最も強く求められる教育である¹⁸。グローバル化する社会で真に必要とされる人材が持つべき資質とは何かについての実質的な議論を踏まえた上で、皮相の「4技能」論に振り回されることのない教育改革・入試改革を設計すべきである。

(3) 民間試験活用の場合、文部科学省がとるべき当面の対策

仮に民間試験活用をこの段階で見送ることが困難であると文部科学省が判断する場合には、文部科学省は、経済的負担の軽減策等をさらに押し進めると同時に、以下の対策をとることが必要であろう。

- 1) 以下の諸点について民間事業者任せにせず、文部科学省として指針を策定し、責任をもって民間事業者を監督する。各事業者の実施体制の公表を義務付け、その妥当性について、民間事業者代表を含まない中立的な専門家から成る第三者委員会で検討し、その結果を公表する。
 - * 障害のある受験生への対応（特に精神面で対話等に困難を感じる受験生への対応）
 - * 複数回の試験の同質性（異なる回の同じ点数が同じ能力を示すこと）を保証する方法
 - * 出題者・採点者の資格、出題者・採点者が受ける研修、採点方法や採点基準
 - * 機密保持や不測の事態への対応
- 2) 不測の事態への対応については、1)の指針を遵守したにもかかわらず、受験生に不利益がありうる事態が生じた場合には、文部科学省および大学入試センターが責任をもって対応する体制を整備する。
- 3) 文部科学省として CEFR との対照表を提示することを中止し、民間試験の得点自体を大学が評価に用いる仕組みとする。

これらの対策を 2020 年度実施入学試験までに実現することができなければ、民間試験活用は大学入学共通テストの枠組みでの入学者選抜のためのシステムとしては適格性を欠くものであり、見送りは不可避であると言わざるをえない。

¹⁷ この場合の外国語は、英語に限られない。

¹⁸ IT の発達によって、簡単な道案内等は自動音声翻訳機器を使ってできるようになっている現在、この点はますます重要になってくる。計算機があるから数学教育は不要だという議論が成立しないのと同様、自動翻訳機があるから外国語教育は不要だという議論は成立しない。

なお、2020 年度実施の入試では民間試験を活用することになった場合も、2021 年度以降へ向けて上記(2)の大学入試・高大接続問題再検討を併行して行う必要がある。

(4) 民間試験活用の場合、国立大学協会が取るべき対策

国立大学協会は、全国立大学に一律に民間試験の利用を求める方針を撤回し、各大学が自律的に入学者選抜の方針を決定できるようにすべきである。

(5) 民間試験活用の場合、各大学が取るべき対策

各大学は、それぞれのアドミッション・ポリシーや教育理念に基づき、何よりも受験生の利益を考えて、民間試験の活用のあり方について十分に検討し、教育機関としての自負と責任をもって入学試験の実施方法を決定すべきである。

(6) 受験生の CEFR のレベルの判定について

高等学校あるいは高等学校長が、CEFR の Can Do 記述文に照らして受験生がどのレベルに該当するかの判断（確認・証明）を大学から求められる場合には、CEFR の趣旨に合致する形での判断が求められる。すなわち、Can Do 記述文のレベルは、民間試験との対照表のように1点刻みの成績で表されるようなものではなく、日常の言語活動において何をどこまでできるかを緩やかに示したものである。したがって、日常の授業や課外活動を通じて生徒の言語能力や言語活動をつぶさに見ている高校の先生方こそが最も的確に判断できる性質のものであることを踏まえ、担当教員と密接に連携を取りながら、生徒の普段の能力についての判断を行うべきである。また、高校作成の証明書を用いる大学は、このことを踏まえて高校（長）の判断を尊重すべきであり、そのような形でこそ、本来の意味での高大接続が可能になると考えられる。

<参考文献>

- [1] 文部科学省、「大学入学共通テスト実施方針」、2017年7月、
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/24/1397731_001.pdf
- [2] 一般社団法人 国立大学協会、「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度—国立大学協会の基本方針—」、2017年11月10日、
<https://www.janu.jp/news/files/20171110-wnew-nyushi1.pdf>
- [3] 文部科学省、「高大接続改革の進捗状況について」、2017年5月16日、
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/05/_icsFiles/afieldfile/2017/05/16/1385793_01.pdf
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/05/_icsFiles/afieldfile/2017/05/23/1385793_02_1.pdf
- [4] 全国高等学校長協会、「公表された「高大接続改革の進捗状況について」に関する意見」、2017年6月8日、
<http://www.zen-koh-choh.jp/iken/2017/170608kaikaku.pdf>
- [5] 全国都道府県教育長協議会、「高大接続改革の進捗状況に関する要望書」、2017年6月12日、
http://www.kyoi-ren.gr.jp/_userdata/pdf/youbou/290612_koudaisetzoku.pdf
- [6] 一般社団法人 国立大学協会、「「高大接続改革の進捗状況について」に対する意見」、2017年6月14日、
<https://www.janu.jp/news/files/20170614-wnew-teigen.pdf>
- [7] 一般社団法人 国立大学協会、「「2020年度以降の国立大学の入学者選抜制度—国立大学協会の基本方針—」の策定に当たって（会長談話）」、2017年11月10日、
<https://www.janu.jp/news/files/20171110-wnew-nyushi2.pdf>
- [8] 全国高等学校長協会、「大学入試に活用する英語4技能検定に対する高校側の不安解消に向けて（要望）」、2019年7月25日、
<http://www.zen-koh-choh.jp/iken/2019/20190725.pdf>
- [9] 全国高等学校長協会、「2020年4月からの大学入試英語成績提供システムを活用した英語4技能検定の延期及び制度の見直しを求める要望書」、2019年9月10日、
<http://www.zen-koh-choh.jp/iken/2019/20190910.pdf>
- [10] 日本私立中学高等学校連合会、「「大学入学共通テスト」における英語4技能試験について（要望）」、2019年9月19日、

<https://www.chukoren.jp/activities/pdf/demand201909-01.pdf>

[11] 文部科学省高等教育局大学振興課、「大学入学共通テストの枠組みで実施する民間の英語資格・認定試験について」、2018年8月28日、

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/08/28/1408564_1.pdf

[12] 内閣府、「新しい経済政策パッケージ」、2017年12月8日、

https://www5.cao.go.jp/keizai/package/20171208_package.pdf

[13] 文部科学省、「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」、2018年8月10日、

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/08/10/1397731_003_1.pdf

[14] 文部科学省、「採点の質を確保するための方策（ライティング）」、2018年8月、

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/26/1420235_2.pdf

[15] 文部科学省、「採点の質を確保するための方策（スピーキング）」、2018年8月、

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/26/1420235_3.pdf

[16] 文部科学省、「試験監督の考え方」、2018年8月、

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/26/1420235_1.pdf

[17] 文部科学省、「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」、2018年3月、

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/_icsFiles/afieldfile/2019/01/15/1402610_1.pdf

[18] Council of Europe, *Common European Framework Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment. Companion Volume with New Descriptors*. 2018年2月、

<https://rm.coe.int/cefr-companion-volume-with-new-descriptors-2018/1680787989>

[19] 日本学術会議 言語・文学委員会 文化の邂逅と言語分科会、提言「ことばに対する能動的態度を育てる取り組み—初等中等教育における英語教育の発展のために—」2016年

11月4日、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t236.pdf>

[20] 文部科学省、「高大接続システム改革会議「最終報告」、2016年3月31日、
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1369232_01_2.pdf

＜参考資料 1＞審議経過

平成 30 年

1 月 21 日 第 2 4 期第 1 回 文化の邂逅と言語分科会

* 第 2 4 期の活動方針について

第 2 3 期に取り上げた外国語教育・言語教育にかかわる喫緊の課題として、高大接続・大学入試改革についてとりあげることを決定。

4 月 29 日 第 2 4 期第 2 回 文化の邂逅と言語分科会

* 平成 3 2 年度以降の入試制度（英語）について

2 名の参考人（南風原朝和氏、阿部公彦氏）の話題提供の後、情報交換・意見交換を行った。

* 今後の活動方針について

英語教育の問題をとりあげたシンポジウム開催を決定
提言作成の方向性について検討

平成 31 年・令和元年

3 月 23 日 言語・文学委員会、文化の邂逅と言語分科会共同主催シンポジウム開催
「学術から考える英語教育問題—CEFR、入試改革、高大接続—」

3 月 23 日 第 2 4 期第 3 回 文化の邂逅と言語分科会

* シンポジウムの総括

* 今後の活動方針について

提言の構成・内容を検討

日本学術会議 言語・文学委員会、文化の選進と言語分科会 共同主催シンポジウム

学術から考える英語教育問題

—CEFR、入試改革、高大接続—

総司会 伊藤たかね 東京大学教授、日本学術会議連携会員
開会の辞 松浦 純 日本学術会議会員、言語・文学委員会委員長

パネルディスカッション

鳥飼玖美子 立教大学名誉教授、日本学術会議連携会員
複言語複文化主義から生まれたCEFR
—その目的と理念—

石井洋二郎 東京大学理事・副学長、東京大学名誉教授
入試改革の理念と現実

杉山剛士 前 埼玉県立浦和高校長、現 久喜高校参与
高校現場からみた
高大接続改革と英語教育

ファシリテータ 斎藤兆史 東京大学教授、日本学術会議連携会員
指定討論者 林 徹 放送大学特任教授、日本学術会議連携会員
原田範行 東京女子大学教授、日本学術会議連携会員

閉会の辞 木部暢子 国立国語研究所副所長、日本学術会議会員

目 時：2019年3月23日（土）
13:00～17:00 開場12:30
場 所：東京大学駒場キャンパス
900 番教室

京王井の頭線 駒場東大前駅
徒歩3分

申し込み受付：3月1日開始予定、定員600名
下記サイトまたはQRコードから受け付けます
<https://goo.gl/forms/wzrsfh5UnBnVTncJ2>
お問い合わせ：GakujutsuSymposium@gmail.com



主催：日本学術会議 言語・文学委員会、文化の選進と言語分科会 後援：東京大学教養学部英語部会

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです¹。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目を1～11をチェックし、さらに英文タイトル（必須）、英文アブストラクト（任意）、SDGs との関連の有無（任意）を記載し、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：文化の邂逅と言語分科会・伊藤たかね

和文タイトル 大学入学共通テストへの民間試験導入の見直し—英語教育のあるべき姿に向けて—

英文タイトル（ネイティブ・チェックを受けてください）

Reconsideration of the use of private-sector English language tests as part of the new standardized university admission system: Toward the betterment of English education in Japan.

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	1. はい 2. いいえ
2. 論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	1. はい 2. いいえ
3. 論理展開 2	特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定していますか（例：文部科学省研究振興局等）。	1. 部局名： 2. はい
4. 読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。※図表を含む	1. はい 2. いいえ
5. 読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	1. はい 2. いいえ
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。	1. はい 2. いいえ
7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載した。	1. はい 2. いいえ
8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等を行わず、適切な引用を行った。	1. はい 2. いいえ

¹ 参考：日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014 年 5 月 30 日）。
<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/1>

9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	1. はい 2. いいえ
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	1. はい 2. いいえ
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	1. はい 2. いいえ

※9で「はい」を記入した場合、その提言等のタイトルと発出委員会・年月日をお書きください
文化の邂逅と言語分科会、2016年11月4日発出、「ことばに対する能動的態度を育てる取り組み—初等中等教育における英語教育の発展のために—」

※チェック欄で「いいえ」を選択した場合、その理由があればお書きください
3.文科省にかかわる提言は、一部局ではなく、文科省全体に対して提言する意味のある内容であると考えるため。

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連（任意）

以下の17の目標のうち、提出する提言等（案）が関連するものに○をつけてください（複数可）。提言等公表後、学術会議HP上「SDGsと学術会議」コーナーで紹介します。

1. () 貧困をなくそう
2. () 飢餓をゼロに
3. () すべての人に保健と福祉を
4. (○) 質の高い教育をみんなに
5. () ジェンダー平等を実現しよう
6. () 安全な水とトイレを世界中に
7. () エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8. () 働きがいも経済成長も
9. () 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. (○) 人や国の不平等をなくそう
11. () 住み続けられるまちづくりを
12. () つくる責任つかう責任
13. () 気候変動に具体的な対策を
14. () 海の豊かさを守ろう
15. () 陸の豊かさも守ろう
16. () 平和と公正をすべての人に
17. () パートナリーシップで目標を達成しよう

※「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

2015年9月に国連総会が決議した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げた目標。

詳細は国連広報センターHPをご覧ください。

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

◎ 英文アブストラクト（任意）150 words 以内

